



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会社名 大同特殊鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 石黒 武
(コード番号 5471 東、名証第 1 部)
問合せ先 総務部長 岩本 順司
(TEL. 052-963-7501)

単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更および配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、会社法の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議し、また、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 93 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款の一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当該単元株式数変更後の投資単位の水準を従前と同様とし、また、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を実施するものであります。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有の株式について10株を1株の割合で併合いたします。
- ③併合により減少する株式数
- | | |
|-----------------------------|--------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在） | 434,487,693株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 391,038,924株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 43,448,769株 |

※「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	21,450名（100.0%）	434,487,693株（100.00%）
10株未満	2,003名（9.3%）	6,029株（0.00%）
10株以上	19,447名（90.7%）	434,481,664株（100.00%）

※上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が10株未満の株主様2,003名は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

1億1,600万株（併合前は11億6,000万株）

なお、会社法の規定に基づき、株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11億6,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,600万株</u> とする
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主な日程

平成29年5月10日 取締役会
平成29年6月28日(予定) 定時株主総会
平成29年9月26日(予定) 1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日(予定) 100株単位での売買開始日
平成29年10月1日(予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日の予定ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所および名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日になります。

5. 平成30年3月期期末配当予想の修正

(1) 本株式併合の効力が発生することを条件に、平成29年4月27日に発表しました平成30年3月期の普通株式の1株当たりの配当金予想につきまして、本株式併合の割合に応じて、1株当たりの配当金額を10倍とする旨の修正を行うものであります。

なお、当該配当予想の修正は、本株式併合にともなう1株当たりの配当金額の予想を修正するものであり、配当金総額の見直すものではありません。

(2) 修正の内容

	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
前回予想 (平成29年4月27日)	円 銭 5.00	円 銭 5.00	円 銭 10.00
今回修正予想	※1 5.00	※2 50.00	※3 —
当期実績	—	—	—
前期実績(平成29年3月期)	4.00	6.00	10.00

※1 平成30年3月期第2四半期末(9月30日基準日)の中間配当は、株式併合前の株式を対象としております。

※2 平成30年3月期期末配当は株式併合後の株式を対象としております。

※3 平成30年3月期年間配当金は、単純合算ができませんので「—」と表示しております。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 2. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所および名古屋証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

あわせて、単元株式数変更後の投資単位の水準を従前と同様とし、また、株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株式併合により資産価値へ影響はありますか。

A 3. 今回の株式併合でご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況等は変わりませんので、1 株当たりの資産価値は 10 倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様ご所有の株式の資産価値に影響が生じることはありません。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
例 1	5,000 株	5 個	500 株	5 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	888 株	なし	88 株	なし	0.8 株
例 4	5 株	なし	なし	なし	0.5 株

- ・例 2、3 において効力発生後に 100 株未満となる株式（効力発生後において例 2 は 50 株、例 3 は 88 株）につきましては従前と同様に、ご希望により「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例 3、4 において発生する端数株式相当分（例 3 は 0.8 株、例 4 は 0.5 株）につきましては、会社法の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成 29 年 12 月頃お送りすることを予定しております。
- ・例 4 においては、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きは必要ございません。

Q6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」をご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。この買増し・買取りは、お取引の証券会社で受け付けております。また、証券会社に口座を作られていない株主様は下記株主名簿管理人までお問合せください。

【お問合せ先：株主名簿管理人】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話（フリーダイヤル） 0120-782-031 【受付時間 平日 9:00～17:00】

以上